

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2011-520154

(P2011-520154A)

(43) 公表日 平成23年7月14日(2011.7.14)

(51) Int.Cl.

G09F 3/16 (2006.01)
A61G 12/00 (2006.01)

F 1

G09F 3/16
A61G 12/00

テーマコード(参考)

4C341

Z

審査請求 未請求 予備審査請求 有 (全 21 頁)

(21) 出願番号 特願2011-508529 (P2011-508529)
 (86) (22) 出願日 平成21年4月1日 (2009.4.1)
 (85) 翻訳文提出日 平成22年11月5日 (2010.11.5)
 (86) 國際出願番号 PCT/US2009/039183
 (87) 國際公開番号 WO2009/137195
 (87) 國際公開日 平成21年11月12日 (2009.11.12)
 (31) 優先権主張番号 12/115, 945
 (32) 優先日 平成20年5月6日 (2008.5.6)
 (33) 優先権主張国 米国(US)

(71) 出願人 505109369
 レーザー・バンド・エル・エル・シー
 アメリカ合衆国、ミズーリ・63105、
 セント・ルイス、サウス・セントラル・1
 20
 (74) 代理人 110001173
 特許業務法人川口國際特許事務所
 (72) 発明者 ジヤイン、サンジヤイ・ケイ
 アメリカ合衆国、ミズーリ・63108、
 セント・ルイス、ポートランド・プレース
 ・25
 (72) 発明者 グリール、マーク
 アメリカ合衆国、ミズーリ・63366、
 オフアロン、エデンブルック・8118
 F ターム(参考) 4C341 LL30

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】巻き付け式セルフラミネートリストバンド

(57) 【要約】

巻き付け式セルフラミネートリストバンドは、印刷された情報を受けるためのイメージ領域を備える実質的に透明なラミネートストラップと、ストラップがイメージ領域を重ねるように自己に巻き付くとラミネートするように、イメージ領域に隣接する1つ以上の接着剤の層と、を含む。代替実施形態は、接着剤の代わりにリストバンドを固定するためのスナップ留めを提供して、熱感受性または活性印刷剤の被覆を備えるイメージ領域を形成し、リストバンドとの共通使用のための1つ以上のラベルを追加し、複数のリストバンドのページに、またはラベルと、あるいは別個にリストバンドを形成し、プリント処理可能なビジネスフォームの一部としてリストバンドを形成し、連続折り畳みまたはロールフォーマットとしてラベルを備えるかまたは備えないリストバンドフォームを提供する。

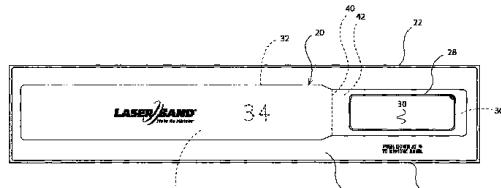


Fig. 1

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

セルフラミネートリストバンドを含むプリンタ処理可能なビジネスフォームであって、前記リストバンドが、前記ビジネスフォームのラミネートプライまでのダイカットによって象られるラミネートストラップと、前記ビジネスフォームのフェースプライまでのダイカットによって象られ、ラミネートストラップの末端に接着されるイメージ面と、ストラップを固定するために前記ラミネートストラップに塗布される接着剤の層と、を含み、前記リストバンドが前記ダイカットに沿って前記ビジネスフォームから分離され、イメージ面にオーバーラップしてラミネートする窓で前記面プライに接着するために着用者の手首に巻き付けられるように、前記ラミネートストラップが前記面プライ末端と反対側の末端の付近に窓を有する、ビジネスフォーム。

【請求項 2】

前記ラミネートストラップが、その長さの少なくとも一部に沿って輪郭を持った縁を有する、請求項 1 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 3】

前記窓が、それによってストラップの反対末端を着用者の手首の周りに異なる長さまで巻き付かせ、さらにまだ窓を実質的にイメージ面上に位置させるために、イメージ面の長さよりも実質的に長い長さを有する、請求項 1 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 4】

ラミネートストラップを画定する前記ダイカットが断続ダイカットを含む、請求項 3 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 5】

前記ストラップが、ビジネスフォームからの分離後にイメージ部を包囲する部分を有し、前記接着剤の層が、それによってイメージ部をラミネートし、着用者の手首にリストバンドを固定するために、前記ストラップの反対末端を接着するためにそこに塗布される、請求項 4 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 6】

イメージ部の下にある前記ストラップの部分が、窓を包含するストラップの部分よりも狭い幅を有する、請求項 5 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 7】

複数のラベルをさらに含み、前記リストバンドが前記ビジネスフォームの第一部に形成され、複数のラベルが前記ビジネスフォームの第二部分に形成されている、請求項 1 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 8】

前記第一部が第二部分の上にあり、複数の前記ビジネスフォームが連続ストリップとして配置されている、請求項 7 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 9】

前記ラミネートストラップがその両辺の少なくとも 1 つに沿って曲線状の縁を有する、請求項 1 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 10】

巻き付け式セルフラミネートリストバンドを含むプリンタ処理可能なビジネスフォームにおいて、前記リストバンドが、一体に形成された窓を一端に有する単一幅ラミネートストラップと、反対末端にあるイメージ部と、イメージ部に重ねて接着するために着用者の手首の周りに前記窓末端を巻き付けることでイメージ部をラミネートするように、前記ストラップに塗布された接着剤と、を含む、ビジネスフォーム。

【請求項 11】

前記窓が、それによってイメージ末端に重なる窓末端の長さを異ならせ、さらにまだそれが所定位置に接着される際にイメージ部に一致させるために、イメージ部の長さよりも実質的に長い長さを有する、請求項 10 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 12】

10

20

30

40

50

接着剤が、2つの末端が着用者の手首の周りで結びつく際にそれによって窓末端をイメージ末端に接着するために、イメージ領域を包囲するストラップに塗布された接着剤の層を含む、請求項11に記載のビジネスフォーム。

【請求項13】

ストラップが単一プライの材料で形成されている、請求項12に記載のビジネスフォーム。

【請求項14】

イメージ部が、単一プライに塗布された材料の被覆を含む、請求項13に記載のビジネスフォーム。

【請求項15】

イメージ部が、第二プライのダイカット部分を含む、請求項13に記載のビジネスフォーム。

【請求項16】

前記ビジネスフォームまでダイカットされたラベル部分をさらに含み、前記ラベル部分が少なくとも1つのラベルを形成する、請求項10に記載のビジネスフォーム。

【請求項17】

リストバンドがその第一部分を形成し、ラベル部分がその第二部分を形成し、連続ストリップとして配置された複数の前記ビジネスフォームをさらに含む、請求項16に記載のビジネスフォーム。

【請求項18】

前記窓が、前記ラミネートストラップの透明ラミネート部分を含む、請求項10に記載のビジネスフォーム。

【請求項19】

巻き付け式セルフラミネートリストバンドを含むプリンタ処理可能なビジネスフォームにおいて、前記セルフラミネートリストバンドが、イメージ受け末端および反対窓末端を有する單一幅ラミネートストラップを含み、前記ストラップが前記ビジネスフォームから分離可能であって、前記リストバンドが前記ビジネスフォームから分離して窓末端がイメージ受け末端の上に巻きつくと、イメージ受け末端に付与されたイメージをラミネートしてリストバンドを着用者の手首に固定するために、接着剤の層が2つの末端を貼り合わせるように、イメージ受け末端に塗布された接着剤の層をさらに含む、ビジネスフォーム。

【請求項20】

イメージ受け末端がイメージ受け部分を有し、窓末端が透明ストラップ部分を含み、窓末端が、異なる位置までイメージ受け末端に巻き付けられながら、まだイメージ受け部分に透明ストラップ部分を一致させるように、前記透明ストラップ部分がイメージ受け部分よりも十分に長い長さを有する、請求項19に記載のビジネスフォーム。

【請求項21】

窓末端が接着されたときに、実質的に完全に封止することによってイメージ受け部分をラミネートするように、前記接着剤の層がイメージ受け部分を実質的に完全に包囲する、請求項20に記載のビジネスフォーム。

【請求項22】

イメージ受け部分が、前記ストラップに接着される材料の第二層を含む、請求項21に記載のビジネスフォーム。

【請求項23】

2つの末端が結びついて接着される際に適切に位置合わせされれば、前記窓末端がイメージ受け部分を完全に覆うように、前記イメージ受け末端が窓末端よりも狭い幅を有する、請求項22に記載のビジネスフォーム。

【請求項24】

複数の自己接着ラベルをさらに含む、請求項19に記載のビジネスフォーム。

【請求項25】

つながって連続ストリップになっている複数の前記ビジネスフォームをさらに含む、請

10

20

30

40

50

求項 2 3 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 2 6】

つながって連続ストリップになっている複数の前記ビジネスフォームをさらに含む、請求項 2 4 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 2 7】

前記リストバンドが、前記ビジネスフォームまでの少なくとも 1 つのダイカットによって形成されている、請求項 1 9 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 2 8】

前記ダイカットが断続ダイカットである、請求項 2 7 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 2 9】

巻き付け式セルフラミネートリストバンドを含むプリンタ処理可能なビジネスフォームであって、前記セルフラミネートリストバンドが、イメージ受け末端および巻き付け末端を有する單一幅ラミネートストラップを含み、前記ストラップが前記ビジネスフォームから分離可能であって、前記リストバンドが前記ビジネスフォームから分離して巻き付け末端がイメージ受け末端の上に巻きつくと、イメージ受け末端上のいかなるイメージもラミネートしてリストバンドを着用者の手首に固定するために、接着剤の層が 2 つの末端を貼り合わせるように、イメージ受け末端に塗布された接着剤の層をさらに含む、ビジネスフォーム。

【請求項 3 0】

前記ストラップが、少なくとも巻き付け末端において実質的に透明である、請求項 2 9 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 3 1】

前記ストラップが、実質的にその全長にわたって実質的に透明である、請求項 3 0 に記載のビジネスフォーム。

【請求項 3 2】

実質的に透明なラミネートリストバンドストラップであって、前記ストラップが、その少なくとも 1 つの末端に塗布される接着剤を有しており、着用者の手首に巻き付いて反対末端を越えて延在し、リストバンドを着用者の手首に取り付けて前記反対末端上に現れるいかなるインプリントデータに重ねるように、十分に長い、リストバンドストラップ。

【請求項 3 3】

前記ストラップの一端に塗布されたイメージ材料の層をさらに含み、前記イメージ材料が印刷イメージを受けて保持するようになっており、前記ストラップが、その反対末端の下にあるインプリントデータの視認を可能にするように、実質的に透明である、請求項 3 2 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 3 4】

前記接着剤が、前記イメージ層の少なくとも片面に塗布されたパッチ状接着剤を含む、請求項 3 3 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 3 5】

前記接着剤が、前記イメージ層の反対側に塗布されたパッチ状接着剤を含む、請求項 3 4 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 3 6】

前記パッチ状接着剤が、実質的にイメージ層に隣接している、請求項 3 5 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 3 7】

前記イメージ材料の層が、前記ストラップに接着されたラベルを含む、請求項 3 3 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 3 8】

前記イメージ材料の層が、感熱印刷材料の被覆を含む、請求項 3 3 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 3 9】

10

20

30

40

50

前記イメージ材料の層が、ストラップ上に噴霧することによって塗布される、請求項 38 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 4 0】

複数の前記ストラップが、そこからの容易な分離のために隣接するストラップを分離する脆弱線を備えてページ上に形成されており、その反対末端の下にあるときにインプリントデータの視認を可能にするように、少なくとも前記ストラップのある部分が実質的に透明である、請求項 32 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 4 1】

情報がインプリントされた自己接着ラベルをさらに含み、前記ラベルがストラップ反対末端に接着され、前記ストラップが、反対末端の下にあるときにインプリントデータの視認を可能にするように実質的に透明である、請求項 32 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 4 2】

前記ストラップがラミネート層およびフェースストック層を有し、前記フェースストック層が、印刷された情報を受けて保持するようになっており、前記ストラップの反対末端の付近に位置する、請求項 32 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 4 3】

キャリアをさらに含み、前記キャリアがフェースストックウェブおよびラミネートウェブを有し、前記フェースストック層は前記フェースストックウェブのダイカットによって象られ、前記ラミネート層が前記ラミネートウェブのダイカットによって象られ、前記フェースストック層が前記ラミネート層に接着されている、請求項 4 2 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 4 4】

ラミネートリストバンドストラップであって、前記ストラップが、その少なくとも 1 つの末端の付近に取り付けられた機械的締め具を受けるようになっており、着用者の手首に巻き付いて反対末端を越えて延在し、リストバンドを着用者の手首に取り付けて前記反対末端上に現れるいかなるインプリントデータに重ねるように、十分に長い、リストバンドストラップ。

【請求項 4 5】

前記機械的締め具が前記ストラップの末端に取り付けられる少なくとも 1 つのスナップ留めを含み、前記ストラップが実質的に透明である、請求項 4 4 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 4 6】

前記機械的締め具が、前記ストラップに沿った一連の穴を含み、前記スナップ留めが、それによってリストバンドを着用者の手首に取り付けるために前記穴の少なくとも 1 つに取り付けられるようになっている、請求項 4 5 に記載のリストバンドストラップ。

【請求項 4 7】

前記機械的締め具が、前記ストラップの対向辺に取り付けられるようになっている 1 対のスナップ留めと、前記ストラップの対向辺上の一連の穴とをさらに含み、それによって前記ストラップの両辺を所定位置に取り付けるために、前記スナップ留めのそれぞれが対応する一連の穴にある穴のうちの 1 つに取り付けられるように、ストラップが着用者の手首に巻き付けられたときに前記スナップ留めのそれぞれが前記一連の穴のうちの 1 つに合わせられる、請求項 4 6 に記載のリストバンド。

【請求項 4 8】

反対末端に取り付けられたラベルをさらに含み、前記ラベルが印刷イメージを受けて保持することができる、請求項 4 7 に記載のリストバンド。

【請求項 4 9】

それによってラミネートするために、スナップ留めをそれぞれの穴に取り付けることによってストラップをラベル上に取り付けるように、前記一連の穴がラベルより内側にある、請求項 4 8 に記載のリストバンド。

10

20

30

40

50

【請求項 5 0】

実質的に透明なラミネートリストバンドストラップと、複数のラベルとを含むビジネスフォームであって、前記ストラップが、その少なくとも1つの末端に取り付けられた機械的締め具を有し、着用者の手首に巻き付いて反対末端を越えて延在し、リストバンドを着用者の手首に取り付けて前記反対末端上に現れるいかなるインプリントデータに重ねるように、十分に長い、ビジネスフォーム。

【請求項 5 1】

複数の実質的に透明なラミネートリストバンドストラップを有するページを含むビジネスフォームであって、前記ストラップの少なくともいくつかが、その少なくとも1つの末端に取り付けられた機械的締め具を有し、着用者の手首に巻き付いて反対末端を越えて延在し、リストバンドを着用者の手首に取り付けて前記反対末端上に現れるいかなるインプリントデータに重ねるように、十分に長い、ビジネスフォーム。

10

【請求項 5 2】

実質的に透明なラミネートリストバンドストラップにおいて、前記ストラップが、その長さにわたって実質的に同じ幅と、リストバンドを着用者の手首に取り付けるためにその一端を反対末端に接着するためにその末端に塗布された少なくとも1つのストライプ状接着剤と、前記ストラップが着用者の手首に巻き付けられて接着されるように接着剤末端に貼付されて位置する、プリント処理可能なラベルと、を有し、前記ストラップの一部分が前記ラベルを覆っている、リストバンドストラップ。

20

【請求項 5 3】

前記少なくとも1つのストライプ状接着剤がストラップの末端に塗布されている、請求項5 2に記載のリストバンド。

【請求項 5 4】

前記少なくとも1つのストライプ状接着剤がラベルの内側に塗布されている、請求項5 2に記載のリストバンド。

【請求項 5 5】

2つのストライプ状接着剤が塗布され、前記ストライプ状接着剤の1つがラベルの各辺に位置する、請求項5 2に記載のリストバンド。

30

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0 0 0 1】**

巻き付け式セルフラミネートリストバンドに関する。

【背景技術】**【0 0 0 2】**

セルフラミネートリストバンドは、主に本発明の出願人による発明の成果を通じて、医療用途向けに広く入手可能となり、大きな商業的成功を収めている。特許を取得し、大きな商業的成功を享受しているセルフラミネートリストバンドの、いくつかの異なる実施形態の例は、参照によってその開示が本願に組み込まれる、米国特許第5,933,993号、米国特許第6,438,881号、米国特許第7,017,293号、および米国特許第7,222,448号のうちの1つ以上において見いだされるであろう。

40

【先行技術文献】**【特許文献】****【0 0 0 3】**

【特許文献1】米国特許第5,933,993号明細書

【特許文献2】米国特許第6,438,881号明細書

【特許文献3】米国特許第7,017,293号明細書

【特許文献4】米国特許第7,222,448号明細書

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0 0 0 4】**

50

これらのセルフラミネートリストバンドは部分的に、リストバンドをキャリアから分離した後に2つのクラムシェル二分割部が折り重なってイメージ部にラミネートするように蝶番結合された、ラミネート層のクラムシェルで形成されている。少なくとも1つの実施形態はその末端で蝶番結合されているクラムシェルを示しているが、これらの実施形態のほぼ全てにおいて、クラムシェルはその長さ寸法に沿って蝶番結合されている。この配置では、クラムシェル二分割部の1つに接着されるイメージ領域は、2つの二分割部を結合する蝶番に沿ってそれらを単に折り畳むことによって、容易にラミネートされるように位置決めされている。これは、キャリアから分離した後にリストバンドを「組み立て」またはラミネートし、その後患者の手首に装着するための、迅速で容易な方法を提供する。多くの異なる形式および配置の、数百万のこれらの設計リストバンドは、本出願人によって販売されており、顧客／ユーザはそれらを使用して、彼らの多くの用途に理想的に適していることを見いだした。

10

【課題を解決するための手段】

【0005】

代替設計リストバンドを改良および開発するための取り組みを継続する中で、本発明者は、的確簡潔に、従来のクラムシェル設計よりも簡素ですらあるかも知れない、そしてキャリアからの分離および患者手首への装着がほぼ間違いなく早い、新規発明的設計巻き付け式セルフラミネートリストバンドを、本出願人のために開発した。基本的に、この新規発明は、印刷イメージを担持するためのイメージ末端およびそれをラミネートするためにイメージ末端に重なるための反対または「窓」末端を有する、わずかに長い単一幅の、実質的に透明なストラップを含む。言い換えると、この設計は、本出願人が商品化して大きな成功を収めたクラムシェル配置を離れ、代わって着用者の手首にリストバンドを装着するためのいくつかのやり方のうちの1つで固定される、重ね合わせ透明ラミネートまたは窓領域を提供する反対末端で、患者の手首に巻き付ける、単一のストラップを提供する。ストラップ全体が実質的に透明なものとして提供されるが、代替として、装飾的な設計でストラップの長さ部分を目隠しし、印刷イメージが見える窓を実際に形成してもよい。この実施形態において、窓は好ましくは、確実にイメージ領域が見えるようにしながら、オーバーラップ量およびひいてはリストバンドの長さを調整可能にするために、イメージ領域よりも目に見えて長くなるように、設けられている。「透明」ラミネートが好ましいものの、たとえばバーコードの可読性を強化するため、またはその他のいざれかの目的のため、1つ以上の切り抜きが設けられることも可能である。また、いくつかの実施形態において、ストラップが手首に巻き付けられるように、イメージ領域末端の幅は好ましくはわずかに小さくてもよく、窓末端はそれでもなお窓を通してそのフェースが完全に見えるようにイメージ領域に完全に重なってラミネートしながら、わずかにずれるかまたは「緩んで」いてもよい。さらに別の代替は、リストバンドに、その両側の少なくとも一方の一部に沿って湾曲するか、輪郭を持つか、曲線をなす縁を、おそらく極端には両側の両方の縁に沿って形成された砂時計または「細腰の」バンドを持たせ、または参照によってその開示が本願に組み込まれる、2006年10月27日出願の同時係属出願番号11/553,873に見いだされる開示によって例示されるような輪郭を持った辺を持たせている。

20

【0006】

本発明の「巻き付け式」リストバンドのための多くの代替配置が考えられてきた。たとえば、2層構造を提供する代わりに、印刷フェースストックラベルとは別に1層ラミネートストラップが提供され、ストラップを患者の手首に巻き付ける前にラミネートストラップにラベルを接着することによって、2つを組み立てることができる。ラベルは自己接着するように設けられ、個別のパッチ状またはストライプ状接着剤がラミネートストラップに設けられることが可能で、リストバンドが固定される際にラベルを完全に包囲するか、またはラベルがラミネートの2つの外層の間に捕捉されている間、オーバーラップしているラミネートストラップによって完全に封入されないように、単に「巻き付け」末端を反対末端に取り付ける。そして、ラミネートストラップがその末端を固定または解放せるように、ラベルの片側に接着剤が塗布されてもよい。便宜上、本明細書において、「ラミ

30

40

50

ネート」(l a m i n a t e または l a m i n a t i n g) という用語は、ラミネートの2つの層がその間のイメージ領域を捕捉しているが、必ずしも封入しているとは限らない配置を指すために使われている。場合によっては、ラミネート層は、本出願人のその他の特許で開示されている別のセルフラミネートリストバンド設計のほとんどのように、イメージ領域を完全に封入するために一緒に接着されていてもよい。しかしながら別の場合には、ラミネートオーバーレイの両側もしくは両端、または両側および両端は、所定の位置に接合されなければならない。この開示の目的のため、これらの配置もまた「ラミネート」(l a m i n a t e または l a m i n a t i n g) の定義を満たすと考えられるべきである。

【0007】

10

この設計リストバンドは一端の他端に対する「巻き付け」またはオーバーラップを要するので、リストバンドの長さは、好ましくはクラムシェル設計の対応する「仕上がり長さ」セルフラミネートリストバンドよりもわずかに長い。リストバンドが小児科用途向けなどの小さい手首を対象とする場合には、これは問題ではなく、この設計は、レーザプリンタ処理のため、標準的な 8 . 5 × 1 1 インチのシートに都合よくダイカットされてもよい。この設計は、リーガルサイズまたは 8 . 5 × 1 4 インチなど、もう少し長いシートのレーザ印刷のため、大人用リストバンドにも適合可能である。また、リストバンドビジネスフォームが、感熱式印刷用途を対象とするような、折り畳みまたはロールの連続紙として提供されるときにも、これは問題とならない。リストバンド向けに最も一般的なフォーマットは複数のラベルとの組み合わせなので、この設計リストバンドは、用紙の全体の幅がプリンタの喉部寸法によって制限されるような感熱プリンタに、比類なく適している。單一幅のため、本発明のリストバンドは、公称 2 インチ幅の用紙の上半分を占有し、下半分は一連のラベルによって占有されるであろう。このように、複数のラベルと共に、セルフラミネートで、大人用の、セルフラミネートリストバンドが、ほとんどの感熱プリンタによる処理に適した 2 インチ幅の連続紙またはロールフォーマットで、都合よく提供される。上記で説明されたように、この設計は多用途向けで、多くのフォーマットに適している。

20

【0008】

30

この設計リストバンドが好ましく提供される「ストック」は、パターン接着剤で裏当てまたはラミネートプライに接着されたフェースまたはイメージプライからなる、一般的な 2 層ストックである。リストバンドはその後フェースプライおよびラミネートプライの両方までダイカットされる：イメージ領域はフェースプライまでダイカットされ、ストラップはラミネートプライまでダイカットされる。接着剤のパターンに応じて、たとえばストラップおよび窓の長さをフェースプライにつなげる接着剤がない場合、ダイカットは、たとえばリストバンドの所望の切り離しおよび使用の前に少なくともラミネートストラップを所定の位置に保持するために両方または少なくとも 1 つのプライの「つながり」を残しておく刻み目をダイに有する、「断続」ダイカットとすることができます。その後、ユーザは印刷後に断続ダイカットに沿ってストラップを切り離すことになる。接着剤の「周囲」は、好ましくはイメージ領域の周辺に塗布され、本実施形態において実質的に封止することによって「ラミネート」するために、イメージ領域に重なる窓末端の部分に接着するように、キャリアからリストバンドを分離した後に露出されることになる。

40

【0009】

50

本明細書で開示される実施形態における代替として、ラベルまたはフェースストックプライを提供する代わりに、費用、ストック材料、成型機械の能力などに応じて所望の領域またはプライ全体にわたって、乳白色下地被覆の後に熱的活性被覆を塗布することによって感熱プリンタのバージョンに合わせ、望ましければ保護フェース被覆を単一ラミネートプライに塗布することによってより強い耐久性に合わせて、イメージ領域が形成されてもよい。提供される被覆材は、当業者にとって知られている適切な材料群から選択されりずれでもよい。例としては、Environmental Inks & Coatings の E H 0 1 2 5 5 2 直接熱被覆、E C 0 0 7 0 9 4 乳白色下地被覆、および O r g a

n i c D y e s t u f f s C o r p o r a t i o n の O R C O B l a c k O D B - 2 L e u c o - d y e 熱被覆がある。この「ストック」材料は、単一のリストバンドシートレット、複数のリストバンド用紙、用紙フォーマットにラベルを備える「コンボ」フォーム、および折り畳みまたはロールフォーマットの連続したストリップを含む感熱プリンタフォーマット、ならびに本出願人によって所有される様々なその他の特許出願において例示されているその他のいずれのフォーマットを作成するためにも、使用することができるであろう。

【0010】

さらに別の代替実施形態は、着用者の手首の周りでリストバンドを閉じるための、機械的締め具を包含する。このような例の1つは、「巻き付け末端」の両側に位置するスナップ留め、およびイメージ領域の内側でストラップ縁に沿って位置する2列の穴であり、そのうち1つの穴には各スナップ留めが固定されてストラップ末端に結合する。仕上がったリストバンドの長さはこのように、どの対の穴にスナップ留めが固定されるかに応じて可変となる。本実施形態において、ラミネートはイメージ領域に重なるが、いずれの縁でも密封される必要はない。リストバンドに機械的締め具を含むことの代替として、これらには、リストバンドが処理および印刷された後に機械的締め具のアセンブリを収容するため、事前に開けられた穴またはその他の弱い領域を有するリストバンドが、別途も受けられてもよい。

【0011】

本発明の主要な利点および特徴が上記に簡潔に説明されてきたが、以下の図面および好適な実施形態の説明を参照することにより、より深い理解が得られるであろう。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】2層キャリアに形成された巻き付け式リストバンドの平面図である。

【図2】キャリアから分離され、反対末端に窓を画定する装飾的インプリントを有する巻き付け式リストバンドの、底面図である。

【図3】ストリップ方向に配置されたラベルを備える巻き付け式リストバンドの平面図である。

【図4】図3に示された巻き付け式リストバンドおよびラベルコンボフォームのロールの斜視図である。

【図5】ページフォーマットに配置された、ラベルを備える巻き付け式リストバンドの平面図である。

【図6】1対のスナップ留めおよびリストバンドを取り付けるための関連する連続穴を備える、キャリア上の巻き付け式リストバンドの平面図である。

【図7】ページフォーマットに配置された、スナップ留めを備える巻き付け式リストバンドおよびラベルのマトリクスの平面図である。

【図8】ページフォーマットに形成された、スナップ留めを備える複数の巻き付け式リストバンドの平面図である。

【図9】被覆処理によって形成されたイメージ領域に跨る1対の接着剤ストリップを有する、分離された巻き付け式リストバンドの平面図である。

【図10】ページフォーマットに配置された、図9に示される複数の巻き付け式リストバンドの平面図である。

【図11】その末端に1つの接着剤ストリップを有する、分離された巻き付け式リストバンドの平面図である。

【発明を実施するための形態】

【0013】

本発明の巻き付け式セルフラミネートリストバンド20の第一の実施形態は、図1に示されており、上面プライ24および底ラミネートプライ26からなる2層キャリア22を含む。面プライ24の第一ダイカット28はイメージ領域30を形成し、底ラミネートプライ26の第二ダイカット32はリストバンドストラップ34を形成する。ダイカット3

10

20

30

40

50

2は、他の図で示されているように、断続ダイカットであってもよい。ラミネートリストラップ34は、好ましくはイメージ領域30が接着される細末端36および太末端38を有するように、示されている。細末端36が太末端38につながる頸部付近の点線40は、接着剤の層42がリストバンドストラップ34の細末端36に塗布される場所の末端を示す。リストバンド20がキャリア22から分離するときにイメージ領域30を包囲する接着剤を露出するように、解放層(図示せず)がイメージ領域を包囲している。好ましくはイメージ領域30からラミネートストラップ32を分離する解放層がないので、リストバンドを分離する指示に従った場合に、解放層が付与されてもラミネートストラップと共に分離するとはいえ、これは接着したままで、キャリア22から分離するヒラミネートストラップと共に分離する。イメージ領域30の角を押し下げる分離した後、ラミネートプライ34の太末端38を手首の周りに巻き付け、完全に覆うためにそれをイメージ領域30の上に押し当てるによって、リストバンド20が着用者の手首に装着され、イメージ領域30をラミネートするために、接着剤の周囲層42が2つのラミネート層を合わせて接着する。本実施形態において、太末端36は、イメージ領域30上の不正確な位置合わせを許容しながらまだそれを完全に密封および封止するのに、役立つ。快適性のため、およびだらりと垂れ下がった末端によるいかなる患者の不快からも保護するのに役立てるため、過剰な長さは切り落とされてもよい。

10

【0014】

図2に示されるように、ラミネートストラップ32は、イメージ領域30が見える窓46を画定するために、装飾的パターン44がインプリントされてもよい。窓46をイメージ領域30よりも実質的に長くすることによって、リストバンドは、異なる手首に適合しながらも、その視認を可能にするために窓46の一部がイメージ領域30に確実に重なるようにする大きさであってもよい。これは、ストラップ32を完全に透明なものとして提供することに対する代替である。

20

【0015】

リストバンド20は、図3に示されるように、連続ストリップ50に一連のラベル48を備えて、連続構造において提供されてもよい。また、図3に示される断続ダイカット線54とはわずかに異なる構造の、リストバンドラミネートストラップ32の一端のミシン目の線52も、同図に示されている。ミシン目線52は、断続ダイカット54よりも、ストラップ32のキャリア22からの分離に対してわずかに大きい抵抗を提供するので、使用前のプリンタによる処理およびその他の取り扱いの際にストラップ32が誤って分離することがないように、さらなる確実性を提供する。この増強された強度により、ミシン目は本質的に蝶番を形成する。これらの変形例の全ては、これらの用語が本明細書で使用される意味において、脆弱線またはダイカットと見なされる。さらに、使用されるダイカットは、ある程度は設計選択の問題であって、様々な材料を使用した様々な用途における実地試験によって異なり、本発明は、別途明確に記載されない限り、ダイカットの選択などに限定されるものではない。

30

【0016】

図3に示される連続構造は、折り畳み構成または図4に示されるようなロールフォーマット56において提供されてもよい。使用されるさらに別のフォーマットには、図5に示されるようなページ58がある。図3から図5に示されるフォーマットにおいて、自己接着ラベル48の下にあるウェブ構造は好ましくは異なっており、従来技術において知られているように、そして先に記載されたものを含む本出願人によって所有される様々な他の特許に示されるように、キャリア22から分離されるとラベル48に塗布された接着剤の層を露出するために貼付された解放層を有する、異なる裏当てシートまたはウェブ(図示せず)を備えている。

40

【0017】

接着剤の層の代わりに、関連する一連の穴62をそれぞれ有するスナップ留め60などの1つ以上の機械的締め具が、着用者の手首の周りにリストバンドを取り付けるために使用されてもよい。各スナップ留めは、好ましくは、リストバンドストラップを固定するた

50

めに、最初に関連する穴 6 2 の 1 つを通ってその後メス部材 6 6 に挿入される、オス部材 6 4 を含んでもよい。そのように固定されると、ラミネートストラップ 3 2 の一端はイメージ領域 3 0 に重なり、これは別途供給されてもよく、またはキャリア 2 2 の一部としてもしくはキャリア 2 2 上に形成されるリストバンド 2 0 の一部として提供されてもよい。本実施形態において、ラミネートストラップ 3 2 はイメージ領域に重なるが、好ましくは縁が密封されないように接着剤は使用されず、それでもなおこれらの用語が本明細書で使用される意味において、ラミネートされている。図 6 に示されるリストバンド 2 0 がキャリア 2 2 のない状態で提供される場合には、ストラップ 3 2 は好ましくは、ある程度より重く厚みのあるラミネートとして構成され、イメージ領域 3 0 は、好ましくは自己接着ラベルであってもよい。

10

【 0 0 1 8 】

図 6 に示されるリストバンド 2 0 は、図 7 に示されるページフォーマット上のラベル 6 8 のマトリクスと組み合わされて提供されてもよく、あるいは図 8 に示されるページ 7 0 上のリストバンドのみの群として提供されてもよい。

【 0 0 1 9 】

さらに別の実施形態は、図 9 に示されており、1 対のパッチ状またはストライプ状接着剤 7 6 によって包囲されたイメージ領域 7 4 を備える、單一ラミネートストラップ 7 2 を含む。図 9 に示されるように、リストバンドは本質的にはストラップであって、図 8 に示され以下に記載されるものと同様に、キャリアまでダイカットされることによって形成される。意図された使途の特定のパラメータに適合するために望ましいように、ストラップはより薄くても厚くてもよい。イメージ領域 7 4 は、別途供給されて印刷されるラベルでもよく、あるいは上記でより詳しく述べられたように、熱受容印刷剤の被覆であってもよい。図 9 のリストバンド 2 0 を固定するために、反対末端は、2 つのストライプ状接着剤 7 6 および含まれるイメージ領域 7 4 を重ねるように巻き付けられ、押し当てられる。適切に接着されると、イメージ領域 7 4 の 2 つの末端は密封されるが両辺は密封されず、しかしながら本明細書で用語が使用される意味において、ラミネートされる。

20

【 0 0 2 0 】

図 1 0 は、図 9 に示され説明されたリストバンドのいくつかの変形例を示す。複数のリストバンド 2 0 は、キャリア 8 0 を備えるかまたは備えない、ページ 7 8 を含む。隣接するリストバンド 2 0 は好ましくは、容易に分離して個別に使用されるように、脆弱線 8 2 によって分離されてもよい。イメージ領域 8 4 は、各リストバンド 2 0 上に個別に形成され、その両側にストライプ状接着剤 8 6 を有するように示されているが、ただしその代わりに、図 1 1 に示されるように、各リストバンド用のイメージ領域の両側に単一のストライプ状接着剤が提供されてもよい。イメージ領域 8 4 は、熱受容材の被覆で形成されてもよく、ダイカット 8 2 が作られる前に、ラミネートのページに連続的に塗布されてもよい。また、イメージ領域 8 4 は、ページプライ 7 8 を含むラミネートプライに接着されたフェースストックプライで形成されてもよい。さらに、イメージ領域 8 4 を形成するために使用されるフェースストックプライはストライプ状接着剤と、着用者の手首に装着したときにストライプ状接着剤を露出するための取り外し可能なタブを形成するために作られたダイカット 8 8 とを覆うように容易に延びてもよい。

30

【 0 0 2 1 】

本発明者が想定するところでは、様々な材料が使用されてもよい。たとえば、好ましくは約 1.5 から約 4 ミルの厚みを有する、より軽くて薄いラミネートストラップ向けに、好ましくはポリエチレンまたはポリエステルまたはポリプロピレンが使用されてもよい。より重くて厚いラミネートストラップ向けには、好ましくはビニル、ポリエチレン、またはポリウレタンが使用されてもよく、好ましくは約 4 から約 12 ミルの厚みを有してもよい。フェースストックは好ましくは標準的な 20 番接着剤、または従来技術で知られているその他の適切な紙用ストックであってもよい。接着剤はまた知られており、その選択は、リストバンドがレーザまたは感熱プリンタのいずれで処理されるように意図されているかに応じて決定される、設計選択の問題となる。イメージ領域は、熱受容印刷剤として好

40

50

ましくは E I C E H 0 1 2 5 5 2 または O R C O B l a c k O D B - 2 の被膜を、好ましくは約 0 . 1 から約 0 . 5 ミルの間の厚みで、塗布することによって形成されてもよい。これらの材料はすべて当業者には知られており、費用、入手可能性、用途、およびその他の設計パラメータに応じて、その他の適切な材料が代用されてもよい。

【 0 0 2 2 】

本発明は、好適な実施形態の図面および説明を通じて例示的に開示されたが、添付の請求項およびその同等物の範囲によってのみ限定されるべきである本発明の範囲において、他の代替が含まれることは、自明であろう。たとえば、着用者の手首の周りにリストバンドを固定するために、スナップ留め以外の機械的締め具が使用されてもよい。イメージ領域は、オーバーラップするフェースストックプライまたはウェブの一部として形成されてもよく、所望の情報が印刷された後に自己接着ラベルとして貼付されてもよく、熱受容印刷被覆として貼付されてから感熱プリンタで処理されてもよく、またはその他の方法であってもよい。ラミネートストラップは、実質的に全長にわたって実質的に一定の幅を有してもよく、イメージ領域において細末端を有してもよく、または特定の用途に応じて他の形状を有してもよい。ラミネートストラップは、手首のサイズが異なる人々への装着に使用できるように、中間位置で重なって固定される大きさであってもよい。このように、ラミネートストラップは、特定の用途に適合する様々な長さを有してもよい。ストライプ状またはパッチ状接着剤は、着用者の手首の周りでリストバンドを固定するために使用される限り、異なる位置に塗布されてもよい。本開示は着用者の手首に関して言及されてきたが、いかなる着用者の身体部位も本発明の適用に適していることは理解されるべきであり、「リストバンド」という用語は便宜上使用されただけである。リストバンドは、個別に、リストバンドのページの一部として複数で、「コンボ」フォームとしてラベルと組み合わされて、形成されてもよく、一般にシートレットと呼ばれる小さいページサイズで形成されてもよく、またはそれ以外であってもよい。本教示に基づいて、さらに別の変形例が当業者には容易に着想されるであろうが、これらの変形例は、本発明の範囲に含まれると意図される。

【図1】

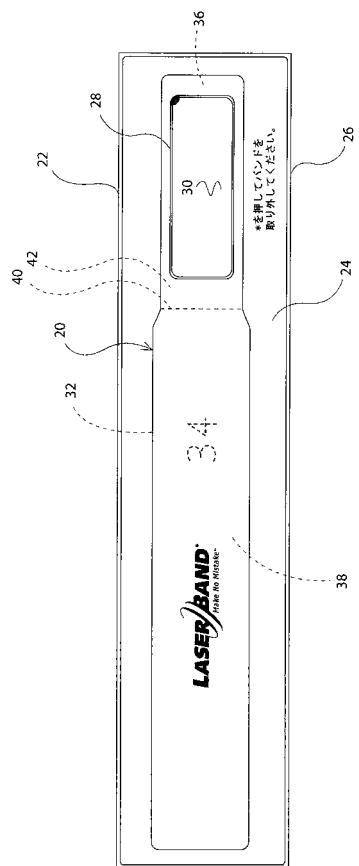


Fig. 1

【図2】

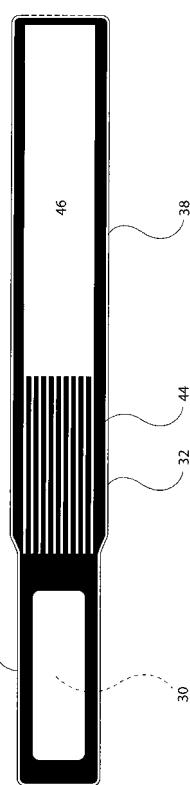


Fig. 2

【 図 3 】

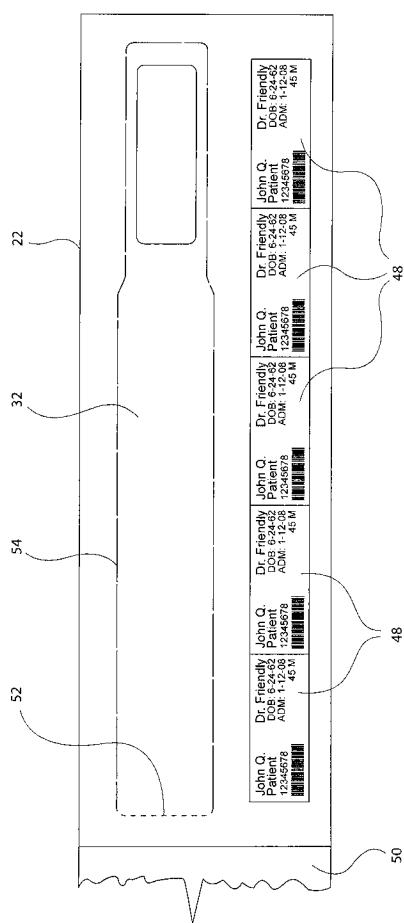


Fig. 3

【図4】

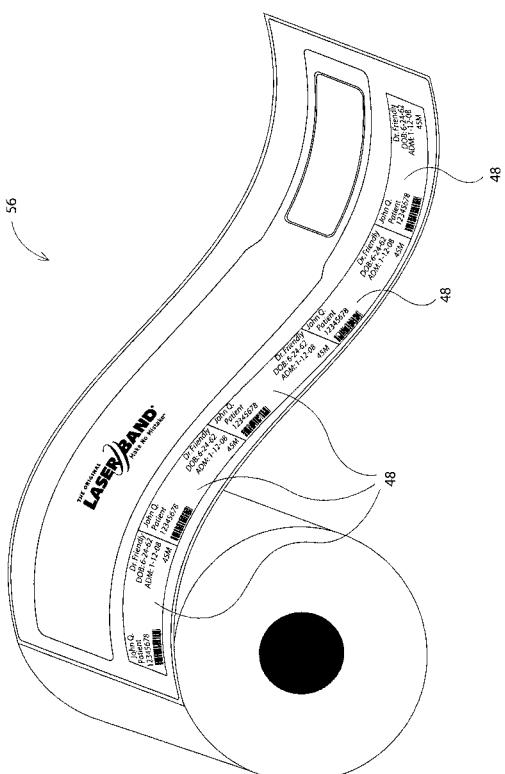
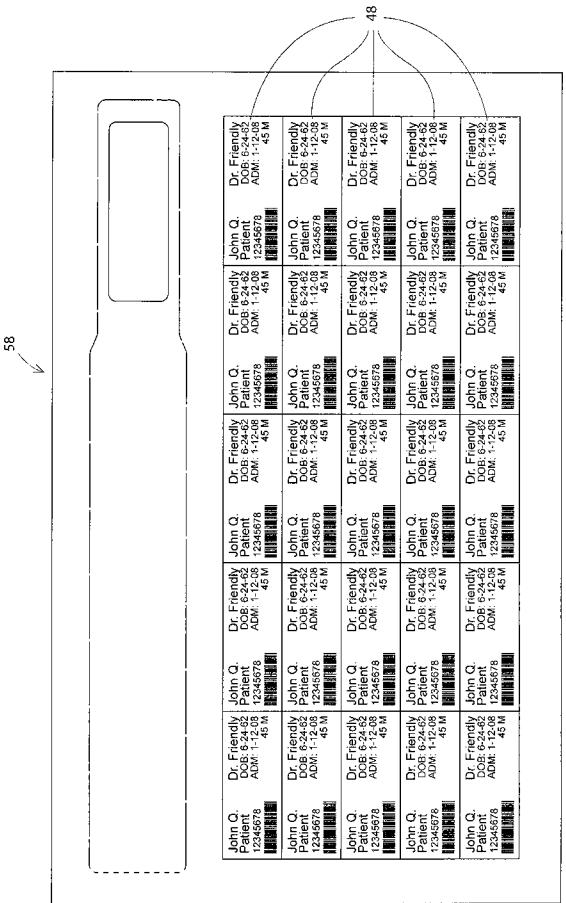


Fig. 4

【 四 5 】



【図6】

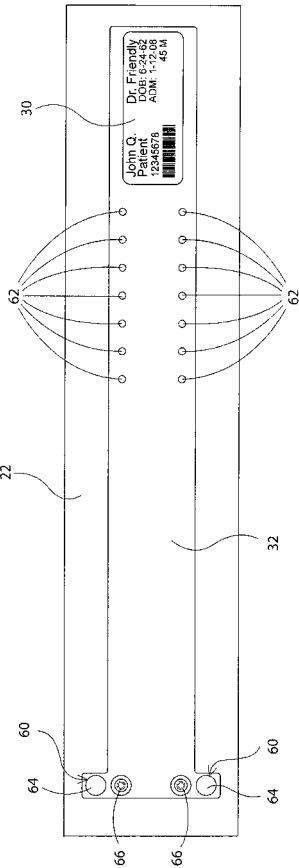
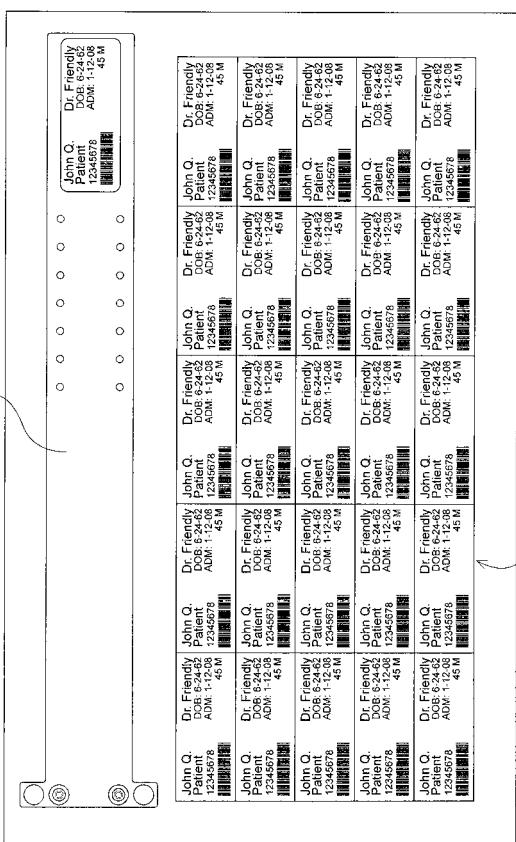


Fig. 5

【 四 7 】



【 四 8 】

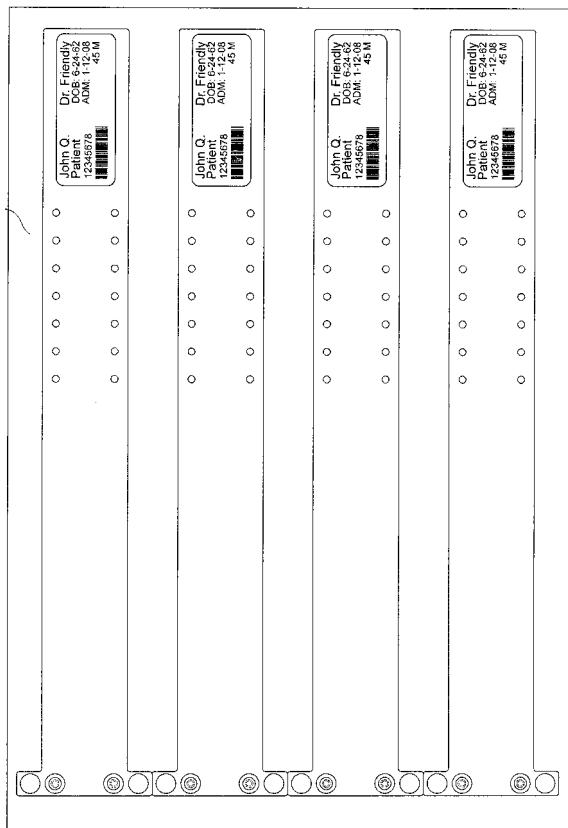


Fig. 7

8
E

【図 9】

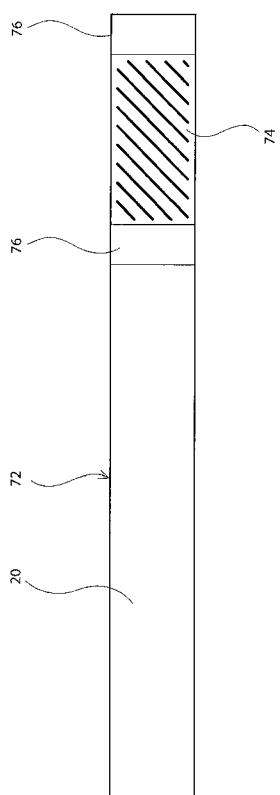


Fig. 9

【図 10】

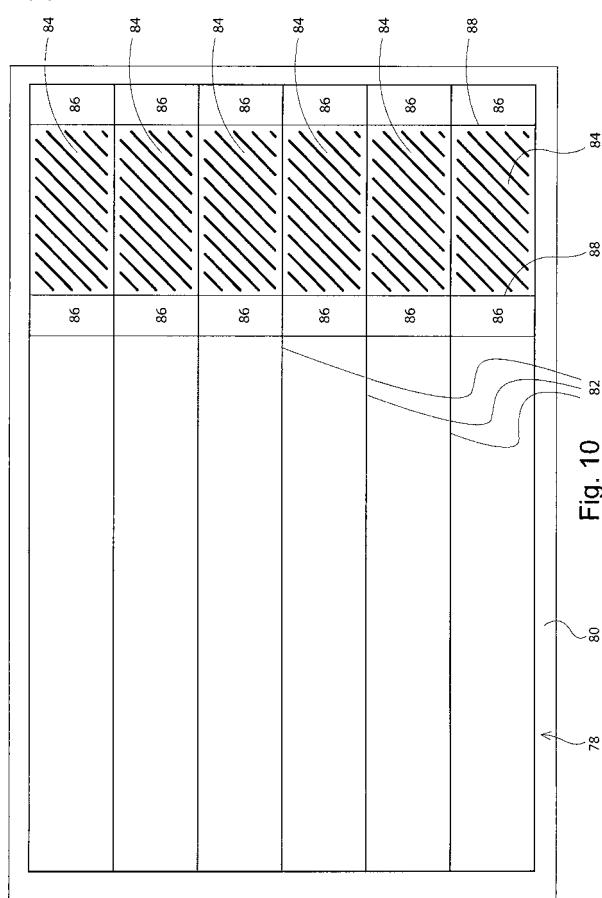


Fig. 10

【図 11】

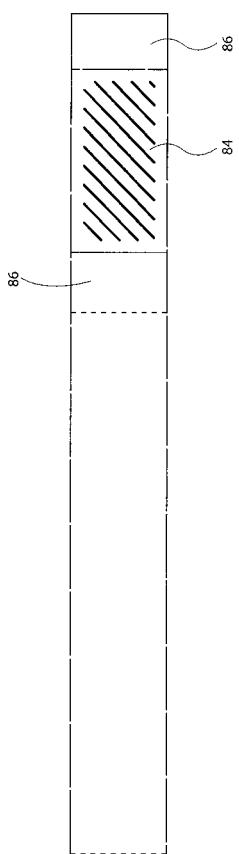


Fig. 11

【国際調査報告】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No PCT/US2009/039183
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER INV. A44C5/00 G09F3/00		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) A44C G09F		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practical, search terms used) EPO-Internal, WPI Data		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 2007/243361 A1 (RILEY JAMES M [US] ET AL) 18 October 2007 (2007-10-18) claims 1,2,4,11,12,15,16,20,21,27 paragraphs [0020], [0026] figures 1,4,9,11 -----	1-31
X	US 2008/098636 A1 (GREER MARK [US]) 1 May 2008 (2008-05-01) claims 1-4 paragraphs [0010], [0011] figures 1-3 -----	32-44, 50,51 52
X	WO 95/02877 A (PRECISION DYNAMICS CORP [US]) 26 January 1995 (1995-01-26) page 1, line 32 - page 2, line 32 page 6, line 1 - line 5 figure 1 -----	44-49
A		50 -----
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input checked="" type="checkbox"/> See patent family annex.
<p>* Special categories of cited documents :</p> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier document but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubt on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>		<p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"Z" document member of the same patent family</p>
Date of the actual completion of the international search	Data of mailing of the international search report	
17 June 2009	25/06/2009	
Name and mailing address of the ISA/ European Patent Office, P.O. 5618 Patentlaan 2 NL - 2280 HV Rijswijk Tel. (+31-70) 340-2040, Fax. (+31-70) 340-3016	Authorized officer Stichauer, Libor	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2009/039183

C(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	US 5 785 354 A (HAAS DAVID J [US]) 28 July 1998 (1998-07-28) claims 1-4 column 7, line 49 - line 59 column 8, line 66 _____	52-55
A	US 2006/261958 A1 (KLEIN HANNAH C [US]) KLEIN HANNAH CLAIR [US] 23 November 2006 (2006-11-23) the whole document _____	
A	US 5 601 222 A (HADDAD RICHARD Y [US]) 11 February 1997 (1997-02-11) the whole document _____	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/US2009/039183

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.: because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.: because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful International search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.: because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this International application, as follows:

see additional sheet

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fees, this Authority did not invite payment of additional fees.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

Remark on Protest

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, the payment of a protest fee.
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

International Application No. PCT/US2009 /039183

FURTHER INFORMATION CONTINUED FROM PCT/ISA/ 210

This International Searching Authority found multiple (groups of) inventions in this international application, as follows:

1. claims: 1-28

a printer processible business form comprising a self laminating wristband having a window

2. claims: 29-43,52-55

a substantially transparent laminate wristband strap, and a printer processible business form comprising said wristband strap

3. claims: 44-51

a laminate wristband strap adapted for receiving a mechanical fastener, and a business form comprising said wristband strap

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2009/039183

Patent document cited in search report		Publication date		Patent family member(s)		Publication date
US 2007243361	A1	18-10-2007	AU CA EP WO	2007238028 A1 2648217 A1 2008260 A2 2007121348 A2		25-10-2007 25-10-2007 31-12-2008 25-10-2007
US 2008098636	A1	01-05-2008	AU WO	2007317692 A1 2008057661 A2		15-05-2008 15-05-2008
WO 9502877	A	26-01-1995	AU AU EP JP	677409 B2 7246794 A 0708955 A1 9500457 T		24-04-1997 13-02-1995 01-05-1996 14-01-1997
US 5785354	A	28-07-1998	AT DE EP WO	309561 T 69734590 D1 0917673 A1 9742552 A1		15-11-2005 15-12-2005 26-05-1999 13-11-1997
US 2006261958	A1	23-11-2006		NONE		
US 5601222	A	11-02-1997		NONE		

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MK,MT,NL,NO,PL,PT,RO,SE,SI,S,K,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AO,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DO,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,K,E,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,ME,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT,RO,RS,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,ST,SV,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,ZA,ZM,ZW